

卷頭言

電力安全規制の方向性

福 島 章



電気は国民生活や産業活動の基盤を担うエネルギーとして極めて重要な役割を果たしており、その使用量は産業の高度成長や一般家庭への家電製品の普及等により急激な伸びを示してきた。

その後、日本経済は長らく不況の時代にある一方で、規制と緩和と競争の流れの中にあり、供給者は厳しい市場の中で高品質なものを低価格で供給することを要求されることとなった。電力供給の分野においても同様に低廉かつ安定的な電力供給が求められている。

大規模電源については、用地取得の困難化や環境問題への対応、大口電力需要の伸び悩み等により開発が進んでいない状況にあるが、電力消費量は、エアコンの各家庭への普及等により、小口需要において、緩やかではあるが着実に増加する傾向にある。

そのような中、エネルギー安定供給の確保、地球環境問題への対応、新規産業・雇用の創出に資する等の観点から、官民あげて新エネルギーの開発と導入の促進に向けた取組がなされており、特に燃料電池などの新エネルギーを利用した小型分散型電源については、円滑な導入と普及が期待されている。

このように、電力供給の分野においては、大型・集約化により効率を上げる方法から、分散・ネットワーク化による安定供給を確保する方法へ、少しずつ重点が移行しつつある。

一方、電気工作物の工事、維持及び運用を規制することによって、公共の安全を確保するとともに環境の保全を図ることを目的としている電力安全規制についても、昭

和 39 年に電気事業法が制定されて以来、その規制の内容は、設備の実態や技術進歩、社会情勢の変化等に応じ、これまで幾度か見直しがなされてきた。

それらの見直しによって、新たに創設された制度をレビューしてより良い制度に改善することや、過去に抜本的な見直しがなされていない制度を規制改革等の観点から見直すことは、電力安全規制をより一層合理的効果的なものとするために極めて重要である。

特に平成 7 年には、技術進歩による保安実績の向上、自己責任明確化の要請等を踏まえた保安規制の合理化を目指し、国の直接的関与の必要最小限化・重点化、電気工作物の区分の見直し等が行われた。

また、平成 11 年には、近年の技術進歩や事業者による自主的な保安確保への取組等の環境変化を踏まえ、現状の安全水準を確保しつつ、官民の役割分担を見直し、規制を合理化することにより事業者の負担を軽減するとともに、将来の制度を視野に入れた合理的なシステムを構築することを目指し、政府認証から自己確認への移行、自主検査の実施に係る体制について審査する仕組の導入、公益法人要件のない指定機関制度の導入が図られた。

そして、昨年暮れから、総合資源エネルギー調査会原子力安全・保安部会電力安全小委員会において、過去の規制の見直しのステージ毎に、昨今の社会情勢等を踏まえ、小出力発電設備の保安の在り方、安全管理審査の効率向上、電気主任技術者の外部委託等について検討が行われた。

我々としては、得られた結論を迅速に制度改正へ活用しつつ、制度の詳細設計においても、安全確保を大前提に、各種意見に十分配慮しつつ、透明な手続で公正な検討を行うこととしている。また、この検討結果による制度改正が、時代に即したより合理的かつ効果的な安全確保システムの構築に繋がるように努力して参りたい。

——ふくしま あきら 経済産業省原子力安全・保安院電力安全課長——